四万十市文化複合施設(仮称) 基本計画

平成 31 年 3 月

四万十市

目 次

第1章	施設整備の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	基本計画の位置づけ
2	施設整備の必要性
第2章	施設の基本理念・使命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	基本理念・使命
2	必要な機能
3	整備の基本方針
第3章	事業の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章	施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1	施設機能の整理
2	施設構成
3	主たる機能諸室の検討・整理
4	配置(動線)等の考え方
5	その他 施設整備の留意点
第5章	管理運営の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
1	管理運営の基本方針
2	組織体制の基本方針
3	収支計画の考え方
第6章	整備手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
第7章	概算事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
1	概算建設費
2	その他整備にかかる経費
第8章	整備スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
1	整備スケジュールの整理
2	開館までの業務
3	その他

第1章 施設整備の必要性

1 基本計画の位置づけ

四万十市文化複合施設基本計画(以下「基本計画」という)は、四万十市の上位計画等に基づき、整備の目的を整理し、施設の担うべき使命、基本理念を示すとともに、その基本理念を実現するための 事業や運営の方向性、また諸室の機能・規模の考え方などの施設計画の方向性を示すものです。

今後は、基本計画に沿って、基本・実施設計、施工、管理運営計画、開館準備業務が進められていく ことになります。

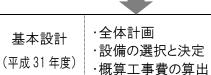
【基本計画の位置づけ】

基本計画(平成30年度)

- ・整備の目的
- ・施設の基本理念、使命
- ・事業の方向性、運営の方向性
- ・施設の概要、機能諸室、構成
- ・整備手法、スケジュール

(平成 33 年度~)





実施設計 (平成32年度) ・建設工事発注のための図面作成 ・経費内訳書の作成(数量・単価)

建設工事 建築、電気、機械(空調、衛生)、 (平成33~35年度) 昇降機、舞台設備 等

管理運営基本計画	· 管理運営の考え方
(平成 31 年度)	· 事業の考え方
管理運営実施計画	·運営手法、運営体制
(平成 32 年度)	·事業計画
開館進備業 務	・業務体制の構築





·事業準備

開館準備(平成35年度/竣工後~)



開館

(平成35年度予定)

2 施設整備の必要性

(1) 背景

四万十市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化をはじめ、グローバル化の進展、環境問題への関心の高まりなど、大きく変化しています。ライフスタイルの変化等を背景に、市民の生活意識や価値観が多様化し、生活の質の向上や、日々の暮らしに潤いや生きがいを見出し、心の豊かさを求める傾向がますます強くなっています。その中には身近で質の高い優れた芸術を鑑賞する機会や、自らも幅広い文化芸術活動に参加し、活動の成果を発表できる場が求められることも含まれます。

一方で、四万十市では、少子高齢化への対応として多面的な地域活動の促進や、都市軸の強化や回遊性のある都市空間の整備などのまちなかの賑わいの再生を進めています。平成27年度からの総合計画においても、それらは重点プロジェクトとして示されており、老朽化した公共施設の集約化や再配置、民間との共同による施設整備等を進めていく方針です。

(2) 四万十市内のホール機能・集会系機能をもつ施設の現状と課題

四万十市には、中村桜町に800 席規模のホール等を持つ昭和44 年開館の「四万十市立文化センター」 (以下「文化センター」という)、右山五月町にともに昭和55 年開館の、300 席規模のホールと複数の 会議室・研修室等からなる「四万十市立中央公民館」(以下「中央公民館」という)、及び軽運動室、会 議室・講習室等からなる「四万十市立働く婦人の家」(以下「働く婦人の家」という)があります。3 施 設とも、築40~50 年が経過しているものの、市民の文化芸術活動、生涯学習等の場として、市民に愛 され、現在も数多くの利用があります。







一方で、施設・設備の老朽化への対応に加え、耐震化が求められており、単なる経年劣化への対応だけでなく、社会的な基準や通念、ニーズの変化による性能劣化への対応(例えばバリアフリー化)など、大幅な改修が必要な時期を迎えています。

また、近年では芸術文化公演において求められる演出水準が高度化しているため、現在の施設では 対応が難しくなっています。このため、文化芸術公演の会場としての利用が減少しており、市民が優れ た文化芸術を享受する機会が少なくなっていることに繋がっています。

(3) 必要性

上述した市内 3 施設の現状と課題を踏まえるとともに、時代に即した市民の多彩でより高度な文化芸術活動に対応できる施設整備への要望も高まっていることから、現在の 3 つの施設が持つ機能を集約し、市民の文化芸術活動、交流活動を活性化するとともに、賑わいを創出する中核拠点として、文化芸術を中心にしながら他の様々な地域コミュニティを活性化する拠点施設として統合し、新たな施設(以下「新文化複合施設」という)を整備することが必要と考えられます。

第2章 施設の基本理念・使命

- 1 基本理念・使命
- (1) 上位計画等の整理
- ① 四万十市の上位計画
 - 四万十市総合計画(平成27年3月)[計画期間:平成31年度までの5年間] 四万十市のまちづくりの基本理念と将来像が掲げられています。

将来像:人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち四万十市 ~ "にぎわい・やすらぎ・きらめき"のあるまちづくり~

新文化複合施設の整備に関係する政策は以下のとおりです。

- ・[政策3] 拠点都市機能の充実 (施策6)にぎわいのある市街地の形成
- ・ [政策 4] 住みやすさの確保 (施策 9)都市基盤の整備・充実「各種公共施設の整理統合の検討」
- ・[政策 7] 地域文化の振興 (施策 19) 2. 芸術文化の振興
- · 重点プロジェクト 2 元気なまちづくりプロジェクト

(都市軸の強化、回遊性のある都市空間の整備、まちなかのにぎわいの再生)

● 四万十市教育振興基本計画(平成 29 年度)

四万十市総合計画をもとに、教育に関する施策の総合的かつ具体的な事業展開を図るものとして示された「四万十市教育振興基本計画」に基本理念が掲げられています。

『オール四万十市』で学びあい 高めあい 支えあう人材(ひと)の創造

また、四万十市教育行政方針(平成30年度)では、「生涯学習の充実と推進」「芸術・文化の振興」 「青少年の健全育成」「生涯学習施設の充実」「人権教育の推進」の5点を重点施策として取組む ことが示されています。

● その他の関連計画

新文化複合施設の整備にあたっては、現在、策定に向けて検討が行われている計画も含め、以下 の計画で示された方針に沿って行うことが求められます。

- · 四万十市中心市街地活性化基本計画(平成 20 年 7 月策定、最終変更平成 23 年 7 月)
- · 都市計画マスタープラン(平成 29 年 3 月)
- · 公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)
- · 立地適正化計画 (現在策定中)
- · 地域公共交通網計画 (現在策定中)

② 近年の公立文化施設の考え方(地方自治体の文化政策・公立文化施設を取り巻く環境の変化)

文化センターは、昭和44年の開館以来、市民の文化芸術活動の場、またコンサートや舞台芸術公演の鑑賞の場を提供することで、文化活動のすそ野を広げ、四万十市の文化の礎を築いてきました。

しかし、現在、日本の地方自治体に求められる文化政策のあり方や、地方自治体が整備する文化施設に求められる役割は異なるものとなっています。災害等を機に、人々の絆と地域社会でのつながり、地域の共通の記憶となる文化資源やまち独自の個性などが見直されています。地方自治体における文化政策も、かつてのように市民に鑑賞の機会や自演活動の場を提供するだけでなく、文化芸術の潜在力を引出し、教育や福祉との連携、産業の活性化、地域の再生などに活かすことが求められています。

● 文化芸術基本法 (平成 13 年/平成 29 年改正)

平成13年に制定された「文化芸術振興基本法」が改正されたものですが、その趣旨として、文化芸術固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策をその範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示されています。

● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年)

劇場や音楽堂等が担っている「国民の生活においていわば公共財とも言うべき存在」という社会的役割や「新しい広場」や「世界への窓」などの期待される機能が明らかにされ、地方公共団体の果たすべき役割として、地域特性に応じた施策の策定や実施などが示されています。また、基本的な施策として、地域における実演芸術の振興や人材の養成、学校教育との連携などがあげられています。

● 高知県文化振興ビジョン(平成29年)

高知県においても、平成 18 年度に「高知県文化振興ビジョン」が策定されており、その後の文化芸術を取り巻く環境等の様々な変化を踏まえて平成 28 年度に改訂されています。

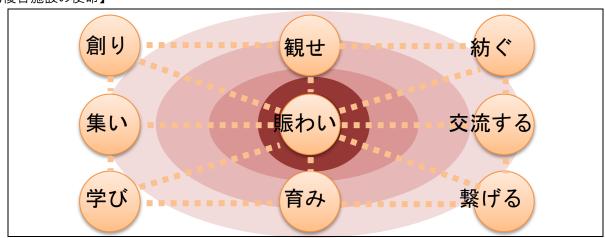
(2) 基本理念と使命

上位計画等と、既存施設の集約化による整備であることをふまえ、新文化複合施設の基本理念を以下のように定めます。

【文化複合施設の基本理念】

未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点

【文化複合施設の使命】



「創り 観せ 紡ぐ」

文化センターが担ってきた役割を受け継ぎ、市を代表する文化芸術施設として、多くの市民が文化芸術を観て、体験し、表現する場となります。作品を創造するという表現活動を通して主体性や表現力を培い、豊かな心を育む環境をつくります。

「集い 賑わい 交流する」

3 つの施設を集約し再整備することで、世代や立場を超えて、多くの市民や来館者が集い、思い思いに過ごすことができる場がまちなかに生まれます。様々な人が集まる場所や機会の提供を通して、人々の活動や交流を生み出し、まちなかの回遊性をたかめることで、中心市街地の活性化に寄与します。

「学び 育み 繋げる」

中央公民館、働く婦人の家が担ってきた学ぶ場としての役割を引き継ぎ、市民の学びを支え、相談 支援を続けていくとともに、関心を引き出し、市民のまちづくりに対する参画意欲を高め、次世代 へと繋いでいきます。

上記の3つの文章を構成する9つのキーワードは、横断的・縦断的に組み合わせ、構成することができます。文化芸術機能を中心に様々な機能が複合した施設として、9つのキーワードで示される使命を担っていきます。

2 必要な機能

現在の3つの施設が担っている役割、集約して整備することにより期待される役割から、必要な機能を以下に整理します。

(1) 中心市街地活性化のための機能(集約して新たに整備することにより望まれる機能)

- ・交流を促進し、賑わいを創出する
- 人をむすび、地域をつなぐ
- ・(複合化することによる) 効率的な運営を可能とし、維持管理経費の縮減につなげる

(2) 文化芸術中核拠点としての機能

- ・市民が質の高い文化芸術に親しむための環境整備と支援を行う
- ・市民の創造活動の促進と支援を行う
- ・地域文化の継承と新たな文化をうみだす
- ・文化を創出する人材を育てる

(3) 中央公民館(社会教育施設)としての機能

- ・市民の教養の向上のための支援を行う
- ・市民の健康増進のための支援を行う

(4) 働く婦人の家(勤労者福祉施設)としての機能

- ・よりよい職業生活、家庭生活のための支援を行う
- ・休養、レクリエーションの場を提供する (利用者のための幼児・託児の場を含む)

3 整備の基本方針

(1) 整備の概要

四万十市の現状を踏まえ、新文化複合施設整備にあたって基本的な考え方を次のとおりまとめます。 整備の各過程において、市民ワークショップを行うなど、市民とともに計画を進めていきます。

方針1:老朽化した文化センター、中央公民館、働く婦人の家に替わり、文化芸術を中心に、生涯学習の場として全ての市民の憩いの空間となり、四万十市のこれからを担う次世代を育てるなど、様々な機能を有機的に複合する市民の交流拠点となる新文化複合施設を建設します。

方針2:中心市街地での整備とし、中心市街地の活性化・賑わいの創出をはじめ、四万十市が推進 するまちづくりを牽引する施設とします。

方針3:同時期に同建設敷地での本館の建替えを予定している高知県農業協同組合幡多地区との協同整備とし、利便性の向上を図ります。

方針4:近い将来を含む時代にあった施設機能(バリアフリー、環境負荷の低減、必要な演出機能・音響性能等)を確保するとともに、管理機能を集約し、省エネをはじめとする維持管理コストを低減できる施設とします。

(2) 建設予定地

四万十市右山五月町

敷地面積 約7,300 ㎡程度(駐車場の一部を含む)

用途地域 第一種住居地域および商業地域



(3) その他の条件

3ページで示した関連計画「公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」「立地適正化計画(現在策定中)」も踏まえ、新文化複合施設は「公共施設等適正管理推進事業債 集約化・複合化事業*」の対象となることを前提として計画を進めます。そのため、新文化複合施設の延床面積は、既存3施設の延床面積の合計よりも減少させることが必要です。

【既存施設延床面積合計】



* 地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適 配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共 団体におけるこれらの取組みを後押しするため、平成 29 年度に従来の公共施設最適化事業等を再編、 拡充し新設された地方債。公共施設等総合管理計画に位置づけられた、既存の異なる種類の公共施設を 統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する場合「延床面積の減少を伴う複合化事業」が 対象となる。

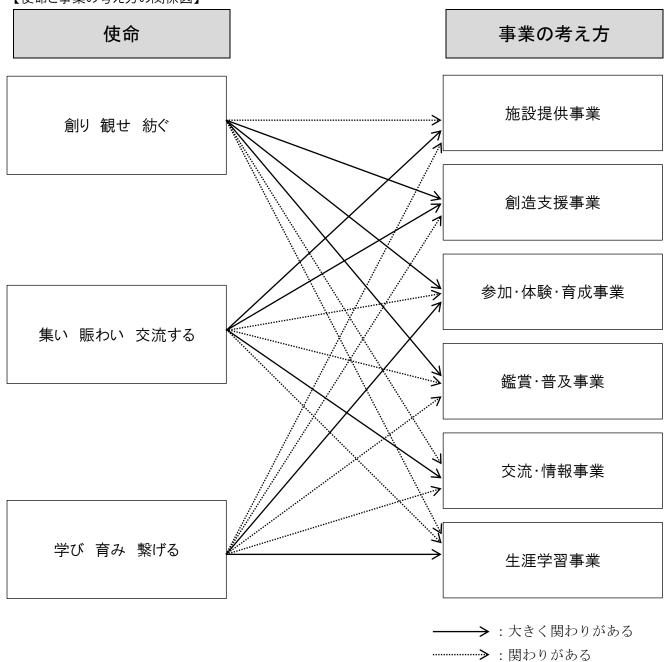
第3章 事業の考え方

新文化複合施設では、「創り 観せ 紡ぐ」「集い 賑わい 交流する」「学び 育み 繋げる」とい う使命の実現に向けて、市民の多様な要求に応えつつ、地域文化を創造していくための事業を展開して いきます。展開するにあたっての考え方を、以下の6つに整理します。

また、文化芸術と生涯学習を中心に、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分 野と協働・連携し、四万十市のまちづくりにつなげていきます。

実際に事業を企画し、展開するにあたっては、この6つの柱をもとに、開館から中長期の時間軸の中 で、戦略をもって、事業運営の熟度を高めながら段階的に実施していくこととします。詳細は次年度以 降の管理運営計画にて検討します。

【使命と事業の考え方の関係図】



(1) 施設提供事業 市民等の自主的活動に対し、活動場所を貸出します

地域に根ざした活動や市民の活動を支援するため、市民や芸術家の自主的な文化活動や、地域活性 化につながる事業に対し、諸室やスペースなどの活動場所を広く貸出します。立地や施設の特性を活か すことに配慮し、練習や発表の場、交流の場としての利用を促進します。

【事業例】

・利用目的や利用方法などの活動特性を尊重した貸館運営 (市民や団体への練習、発表、交流の場の提供)

(2) 創造支援事業 市民の文化芸術活動に対し、より活動しやすくさせるための支援を行います

これまで四万十市において培われてきた様々な文化芸術活動や地域資源を活かし、さらにその主体的な表現を磨き上げていくため、また、市民の文化芸術活動をより活性化させるための様々な面での支援を行います。

【事業例】

- ・市民の文化活動に対する舞台技術面(演出技術)や広報面(チラシ作成)などでのアドバイスなど
- ・施設・設備のよりよい使い方についての相談・提案など
- ・市内の文化活動・人材、助成制度などの紹介など

(3) 参加・体験・育成事業 多くの市民が文化芸術活動を体験し、表現するための支援を行います

次代を担う世代を始め、生の舞台公演や芸術作品に触れる機会の少ない市民に対し、文化芸術の魅力を届け、親しんでもらうための事業の展開を図ります。文化芸術活動を行っている個人や団体だけでなく市民誰もが気軽に参加できる事業のあり方を目指します。

市民が演奏したり演じたりするだけでなく、例えばスタッフワークなどを体験できる機会などを設けることを検討するなど、世代や性別によらず、より多くの市民が新文化複合施設に関心や理解を持ち、活動を支援してくれるように計画していきます。

【事業例】

- ・子どもや親子向けに文化芸術を楽しみながら体験できる公演・展示・ワークショップなど
- ・まちなか(施設外)やホール以外の施設(共通ロビー等)を利用した無料の定期ミニ公演など
- 施設探検・バックステージツアーなど



発表の場 (ホール) だけでなく、練習・交流の場を 提供していくことで市民活動の活性化を促進します



ロビー等を利用した体験イベントなど、市民誰もが気軽に 参加できる、施設や文化活動に親しむ機会をつくります

(4) 鑑賞·普及事業 優れた芸術文化作品の鑑賞機会を提供し、市内・幡多広域をはじめ広く来館者を集めます 文化芸術作品を観たり聴いたりする人、文化芸術に親しみ楽しむ人を増やしていくことを目指し、音楽、舞踊、演劇、古典芸能、美術展示など様々な分野の芸術作品を鑑賞する機会を提供していきます。 市民ニーズをふまえながら質の高いプログラムを編成することで、市民自らの文化芸術活動や生涯学習意欲を引き出すことを目指します。また、あわせて鑑賞講座等を実施するなど、より理解を深めるための仕組みを設けることも検討します。(公演の実施にあたっては、各種活動団体、興行組織、新聞社、放送局等との共催・提携も含めて方法を検討します。)

【事業例】

- ・様々な公演の鑑賞事業(国内外の優れた作品の鑑賞機会の提供)、鑑賞講座事業など
- ・地域の祭りやイベントと連動し、施設を開放するオープンデー事業、フェスティバル事業など

(5) 交流・情報事業 皆がいつでも立ち寄れる場所、市民にとっての「居場所」となります

(1) ~ (4) の事業により施設に人が集まる機会を活用し、新たなコミュニティが生まれ育つように地域の賑わいや交流を促進させていきます。

世代や性別を問わず、誰もが立寄りやすい雰囲気づくりを行っていくとともに、市民同士の情報交換の場としても機能していくことを目指します。

また、新文化複合施設の行う事業や施設で行われる活動情報や地域の情報を集約、整理して市民へきめ細やかな情報を提供するとともに、地域で活動する人材や独自の取組みを市外にも発信していきます。また、県内から全国に至る様々な文化情報の提供を図ります。

【事業例】

- ・市民同士の情報交換を行う掲示板の運営など
- ・高知県内の文化芸術・生涯学習情報の収集とその提供など
- ・施設の認知度、親和度を上げるための積極的な広報活動(広報誌、ホームページや SNS) など
- ・舞台芸術ライブラリーコーナーの設置と運営(専門誌、映像資料等の閲覧対応)など

(6) 生涯学習事業 市民の教養の向上のため、生涯にわたる学びの機会を提供します

既存の施設で行われてきた生涯学習事業を引き継ぎ、地域ニーズの把握に努めながら、様々な世代 に向けた講座を実施し、各分野で活躍できる地域のリーダーを養成していきます。

【事業例】

・市民講座、市民大学など



施設の様々な空間利用して、優れた芸術作品を鑑賞す<mark>る機会</mark> を設けます(写真はロビー中庭でのパフォーマンス事例)



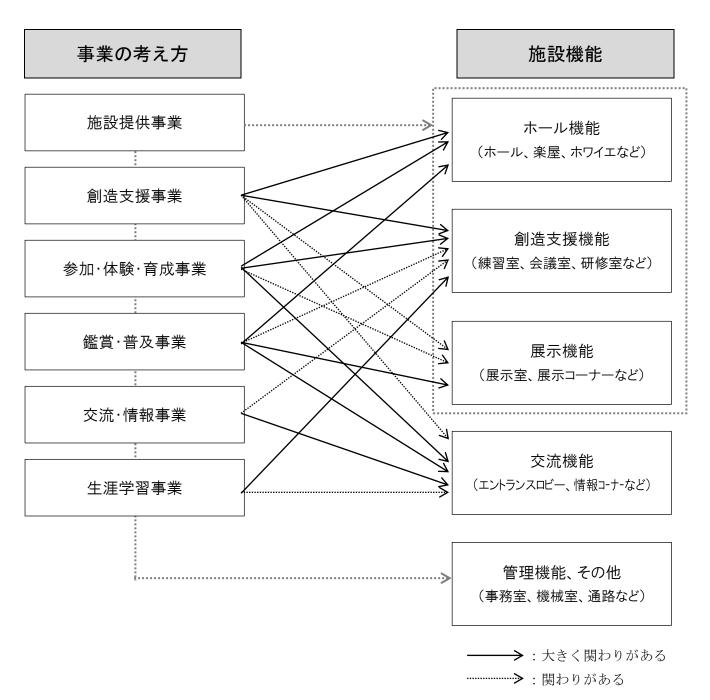
文化芸術ライブラリーコーナーなど、 情報を集約・整理し提供していきます

第4章 施設計画

1 施設機能の整理

新文化複合施設が基本理念『未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点』を実現するためには、そこで展開される事業の考え方もふまえて、「ホール」「創造支援」「展示」「交流」の4つの施設機能が求められます。また、これらの機能を確実に連携して運用していくためには、事務室等の管理機能と、その他、機能諸室を物理的に繋いでいく共有スペース(通路や階段など)も計画する必要があります。

【事業の考え方と施設機能の関係図】



2 施設構成

前ページで整理された5つの施設機能は、さらに複数の諸室で構成されます。

特に交流機能を中心としたエントランスロビーなど、協同整備される高知県農業協同組合幡多地区の利用者も含めた多くの市民が利用する共有スペースについては、各機能と有機的に結びつき、賑わいを創出することが期待できる空間として計画します。

	区分	内容	想定規模		
	ホール機能	① ホール(客席、舞台、技術諸室、ホワイエ、楽屋、 搬入・荷捌、倉庫)	2,870~2,970 m²		
	ハール1成 旧	②小ホール	500 m²		
	創造支援機能	リハーサル室(練習室を兼ねる)、スタジオ、練習室(会議室を兼ねる)、会議·研修室、調理実習室、創作室など	880 m²		
市	展示機能	展示室(会議室を兼ねる)、展示コーナー(エントランスロビー内、面積には含まない)など	220 m²		
	交流機能	エントランスロビー、情報コーナー、キッズコーナー(託児 室兼用)、授乳室など	150∼250 ㎡		
	管理機能	事務室、受付けカウンター、会議室、倉庫など	110 m²		
	その他	 通路、階段室、バックスペース、機械室など 	1,570 m²		
		(市施設部分 小計)	6,400 m²		
J	高知県農業協同組合 幡多地区	窓口事務、ATM 設置スペース、待合ロビーなど	350 m²		
, ,		(JA 施設部分 小計)	350 m²		
	(施設全体合計) 6,750 m ²				

3 主たる機能諸室の検討・整理

(1) ホール機能

規模の異なる2つのホールを設けます。

① 大ホール

大ホールは、市民の文化芸術活動の発表や練習の場を主な機能としながらも、市民だけでなく広く 幡多地域にむけて、音楽やミュージカル、演劇、ダンス・舞踊、オペラや伝統芸能など様々な優れた文 化芸術作品の鑑賞機会を提供し、人々が集う場となることが期待されます。

また、文化芸術の利用以外に、大規模な集会や大会などにも利用することも考えられます。

そのため大ホールは、様々な演出や利用の要請に応えるために必要な高い性能を持つ舞台設備を過不足なく備える多機能型のホールとして計画し、市民からプロまで幅広い利用者に配慮した専門性と安全性を確保します。

客席規模については、現文化センター大ホールの収容人数(最大 776 人)を踏まえつつ、事業の考え 方「(4)鑑賞・普及事業」を継続的かつ定期的に行うことを想定し、また、現在の市内の学校行事や 成人式などにも対応が可能であることとしますが、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」でも示し ているように将来的には人口減少が見込まれることから、850~1,000 席程度の規模とします。

ているように行来的には八日佩夕か兄込まれることから、850~1,000 届住及の規模とします。					
		プム形式(*1)の舞台を基本とし、搬入口から段差なく直接搬入することが			
	可能な1階	皆に設けます。			
	・主舞台間口	は、プロセニアム形式で9間(16.4m)程度とし、8間(14.6m)以上の舞			
	台奥行きを確保するとともに、過不足のない側舞台を主舞台の上下(かみしも)に				
	バランスよく配置します。				
	・可動型の音響反射板を設け、生音を活かした音楽利用にも配慮します。(音響反射板				
	を設置した音楽利用の際は間口を9間以上とします。)				
	• 音響反射极	では、主舞台での演出を極力制約しない位置に格納できる計画とします。			
舞台	・大道具備品	L等を用いて前舞台や脇花道を仮設できる計画とします。			
	・様々な演出	日や利用を考慮した舞台設備を計画します。具体的には吊物機構設備は電			
	動ドラム巻取式を基本とし、静音性能に配慮するとともに、十分な台数の可変速の				
	吊物バトンを計画します。舞台上の舞台照明設備としては、2 基のブリッジとバトン				
	の組み合わせにより、3列のボーダーライトと4列のサスペンションライト、1列の				
	アッパーホリゾントライトを設けます。客席前方上部の舞台照明設備は、前舞台等				
	の利用にも配慮した計画とします。				
	舞台床は	500kg/m ² 程度の耐荷重を持つものとします。			
	出演者が	段差なく移動できる動線を計画します。			
	舞台備品庫	・舞台に隣接して楽器庫や舞台備品庫を設けます。			
	楽器庫	・ピアノ2台を格納する楽器庫は、温湿度管理ができる設備を計画します。			
		・楽器や大道具、備品等、ホールで使用するものの搬出入を行います。			
舞台付属		・搬入口は1階に設け舞台へ段差なく直接搬入できる計画とします。			
	 搬入口	・搬入車両に対応した荷捌きのスペースを設けます。11t ガルウイング			
機能		車両(*2)からの荷卸しに対応できるものとします。			
	荷捌き	・トラックヤードは大型車両の寄付きを可とし、効率よく且つ安全に作			
		業ができるよう動線を確保し配置します。また、雨天時の作業にも支			
		障がないようにします。			

	・ 安康け Q5	0~1,000 席程度とします。 多層客席とし、1 階席のみを 650 席規模のホ					
		0~1,000					
	・ 客席のどこからでも舞台での演奏や演技が十分に鑑賞できる空間となるよう、舞						
		距離や見やすさに配慮した計画とします。					
客席		ンス(*3)やホワイエ(*4)から客席まで至る動線は、高齢者や障がい者の利					
		意し、計画します。 た 型ルトナー・ナル・ 本体フリロスパウェン (無人) ロギャノなもった スチー					
		を設けます。また、車椅子利用者が客席から舞台へ段差なく移動できる動					
	線を確保						
		から客席への出入口には前室を設け(二重扉)、遮音性能を確保します。					
		为は静音性能 (NC-25) を持つものとします。					
客席付属	多目的室	・客席後部に、親子での鑑賞、上演の撮影、同時通訳などに利用できる					
機能		多目的室を計画します。					
		ンスロビーなどと一体的にも利用できるなど、様々な利活用ができるよう					
ホワイエ	に計画し						
	・トイレ(多目的トイレを含む。)、主催者事務室、案内係控室、ロッカールーム(ま					
	たはロッ	カースペース)、倉庫などを含みます。					
	・ 収容人数に	こあわせて化粧前、更衣スペース、洗面等を設置した小・中楽屋を各2室、					
楽屋	大楽屋を	1室程度計画します。(※複数の団体での発表会など出演者が多い場合は、					
本 庄	創造支援	幾能で計画するリハーサル室を楽屋として利用することとします。)					
	・ 子どもから高齢者、障がい者を含む様々な出演者に配慮して計画します。						
	アーティスト	・ 出演者の休憩、打合せ、面会などのためのスペースとしてアーティス					
	ラウンシ	トラウンジを設けます。					
	給湯室	・ アーティストラウンジに近接して、流し、湯沸かし、冷蔵庫置場など					
本民仕居	10/30 土	を設けます。					
楽屋付属 機能	Hレ	・ 楽屋エリア専用の男女別トイレと多目的トイレを計画します。					
1灰 日七	倉庫	・ アイロン、加湿器や、楽屋を和室として利用する際に使う可搬タイプ					
	启	の軽量畳等の楽屋備品を格納しておける倉庫を計画します。					
	 楽屋口	・ 楽屋の専用出入口を設け、入退館をチェックするための受付事務を					
	楽屋受付	行うことができるようにします。					
	洗濯乾燥機	・ 衣裳用の洗濯機・乾燥機を設置できるスペースを計画します。					
	スペース						
	調整室	・音響調整室、調光操作室、投影室などを設けます。					
その他	投光室	・フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライト、フォロ					
		ースポットライトの投光室を設けます。					
	舞台設備	・舞台機構設備制御盤、アンプ室など、必要に応じて計画します。					
	機械室	(※一般機械室は管理機能にて計画します。)					

*1 プロセニアム形式: 舞台と客席を額縁(プロセニアム)によって明確に区画する舞台形式

*2 ガルウイング車両: 横跳ね上げ式荷台を持つ車両 *3 エントランス: 施設全体の入口

チケットのもぎりから客席入口までの空間。有料公演の場合の有料エリア *4 ホワイエ:

②小ホール

大ホールよりもより身近な、市民の文化芸術活動の実践の場としての機能を備えます。また、文化芸 術以外の様々な利用を想定し、客席を格納することで平土間空間として、机を並べての講習会や研修 会、大人数でのダンス練習や軽スポーツ、展示会やレセプション会場としても利用できる多目的なホー ルとします。

・舞台部分も含めて平土間として一体的に利用できるホールとし、1階に計画します。

- ・スタッキングチェアを並べることにより最大 360 席程度の客席を設けることができ る計画とします。
- ・高齢者や障がい者の利用に配慮した動線及び設備を計画します。

・天井面に舞台照明、舞台音響設備を吊下げられるグリッドパイプを設けるとともに、 壁面3面に演出拠点として利用できるギャラリーを設けることを検討します。

小ホール

- ・舞台照明操作、舞台音響調整は、舞台/客席(平土間)レベルと、ギャラリーを設け る場合はそのレベルとのどちらでも行えるように計画します。
- ・小ホール単独での利用がない場合は、交流機能で設けられるエントランスロビーに 開かれることでエントランスロビーと一体的な空間として利用できるようにするこ とも検討します。
- ・楽屋(更衣スペース、トイレ等)については、創造支援機能で設けられるリハーサ ル室、会議室、講師控室、トイレ等の諸室を活用することとします。
- ・ホールへの出入口は二重扉とします。静音性能(NC-25)を確保します。
- ・外部から直接搬入できる搬入口を設けます。

(2) 創造支援機能

市民のニーズに対応し、規模や機能の異なる複数の室を計画します。市民を主体とした文化芸術活 動や地域の活性化に資する活動を促進し、賑わいを創出する施設構成・空間構成とします。

・170 m²程度のリハーサル室を1階に計画します。 ・大ホールでの本番前のウォーミングアップやリハーサルを行う室として、また、出 演者が多く楽屋が不足する場合に、移動型の化粧前や更衣ブースを設置すること で控室(大楽屋)としても利用できるように、大ホール楽屋及び舞台からの動線や 区画に配慮して配置します。 リハ-サル室

(兼練習室)

- ・ホールの利用に影響しないよう、十分な遮音性能を確保します。
- ・ホールのリハーサルに利用されていない時は、単独で利用ができるようにエントラ ンスロビーからの動線や区画にも配慮して配置します。
- ・市民が気軽に音楽、ダンス、演劇等のための練習ができる室として、また、数十人 程度の簡易なミニコンサートなどができる室として計画します。
- ・机・椅子を並べて各種会議を行ったり、集会にも利用できる室とします。

スタジオ

- ・防音、遮音性能の高い30m2程度の練習室として計画します。
- ・リハーサル室と一体的に録音や音づくりにも利用できる室とします。

	150、2和东西结羽穴大利而上土土
	150 m²程度の練習室を計画します。
	・音楽、ダンス、演劇等のワークショップや、練習、また軽運動にも利用できる室で
練習室	あり、机・椅子を並べることで会議を行うことも可能な室として計画します。
(兼会議室)	・練習室間相互の遮音性能は、生音を主体とした合唱や器楽演奏、また、マイクを使
	った会議などを支障が生じない程度を確保します。
	・生活文化等の各種講座を行う部屋として計画します。
	・70~75 ㎡程度の室を 2 室、40 ㎡程度の室を 1 室、25 ㎡程度の室を 2 室計画しま
	す。そのうち一部の室については、可動間仕切りにより隣り合う2室を一体的に使
	うことが出来るようにすることも検討します。
会議·研修室	・机・椅子・ホワイトボード・スクリーン・プロジェクター等を備え、市民の生涯学
	習やサークル活動の打合せ等に用いる部屋として計画します。
	・ノート型 PC を持込むことで、情報学習を行うことも可能な部屋とします。
	・生活文化等の各種講座を行う部屋として計画します。
	・着付け、華道等、生活文化系の活動を行うための 12 畳程度の和室を 2 室計画しま
7a 📥	す。和室は単独でも一体的にも利用できるものとします。
和室	・そのうちの1室は、茶道の活動にも利用されることを想定し、水屋を併設し、炉を
	設けられる計画とします。
	・講座を行う際の講師控室を計画します。
講師控室	・小ホールやリハーサル室を活用したイベントの際の楽屋としても利用されること
	を想定し動線に配慮して配置します。
A.I. II1-	
創作室	・陶芸、水彩画、染物等、美術・工芸の創作活動に利用できる室を計画します。
	・料理教室等をはじめとする生活文化系の活動を行うための調理実習室を計画しま
	す。
調理実習室	・6~8 台の調理台を設けます。
	・調理後の食事の場として、リハーサル室、練習室兼会議室、和室など、他の室を利
	用することも想定し、料理を運ぶ動線にも配慮して計画します。
	・創造支援機能共通の給湯室を設けます。ポット、湯茶セットを収納できるよう計画
給湯室	します。
MV	・創造支援機能共通の男女別、多目的トイレを設けます。
	77 77 77 77 77 77 77 7 7 7 7 7 7 7 7 7

(3) 展示機能

市民の作品発表を中心に展示できる場として計画します。平面作品だけでなく、多彩な表現を持つ現代の芸術作品、立体作品や工芸作品の展示に対応できる計画とします。多様化する作品制作に対応できるよう、創造支援機能諸室などと連携した利用が可能な計画とし、可動間仕切りにより部屋を区切ることで、少人数での会議など幅広い利用に対応できる計画とします。

展示室 (兼会議室)

- ・220 ㎡程度の展示室とします。70~80 ㎡程度の会議室としても利用できることとし、展示パネル、可動壁、可動展示ケースなど必要な設備を設けます。
- ・展示に必要な備品を収納する倉庫や、準備のための作業スペースを設けます。

(4) 交流機能

広く市民が集い、日常的に利用できる空間として、気軽に利用できるスペースを計画します。文化活動に関する情報の交換をはじめ、様々なコミュニケーションを図ることできる場とします。

	・施設全体のエントランスであり、来訪者に広く開かれた場所として活用を図りま
	す。
	・受付カウンターをはじめとして、大小ホール、交流、展示、創造支援の各機能へ、
	また共同整備される高知県農業協同組合幡多地区の窓口へも、わかりやすくアプ
エントランス	ローチできる空間とします。
ロビー	・来館者が最初に訪れる場所として、外部を通行する人を誘因する賑やかさと視認性
	に配慮したサイン計画とします。
	・大ホールのホワイエや小ホールと一体的な利活用が可能となるよう計画します。
	・男女別と多目的トイレを含みます。
	・飲食が可能な空間とします。
	・各室の利用者が、利用の前後に快適に過ごすことの出来るラウンジ機能を設けま
	す。休憩や簡易な打合せができる空間とします。
	・講座のお知らせやメンバー募集など、市内外の文化活動者同士の情報交換が行える
交流ラウンシ゛	仕組み(掲示板など)を設けます。
	・エントランスロビーと一体的な空間として設けることも検討します。
	・高知県内の文化芸術関係の情報や、四万十市や幡多地区の地域の情報など、様々な
	情報にアクセスできる情報コーナーを設けます。
	・子どもや子育て世代を含む多様な世代の集いの場になるよう、エントランスロビー
キッス゛コーナー	の一角に子ども達を遊ばせておくことのできるスペースを設けます。
	・あわせて、授乳室や子どもの利用にも対応したトイレなどを計画します。

(5) 管理機能

施設の運営に必要な諸室を計画します。

	・施設の管理運営を担う職員の執務室です。	
事務室	・施設案内、貸館の受付、チケット販売等のためのカウンターを併設します。	
事務室 受付カウンタ-	・来館者が分かりやすく各諸室ヘアクセスしやすい位置に計画します。	
文的がグラ	・打合せ室、更衣室等を併設します。	
	・必要に応じて設備の中央監視機能を設けます。	
守衛室	・警備員控室を計画します。	
控室 ・必要に応じて清掃員控室等を計画します。		
倉庫	・施設管理・運営に必要な備品を収納します。	
機械室	・空調機械室、電気室、排煙機械室、二次変電室などを計画します。	
	・ホールへの遮音とともに、防災、減災にも配慮した配置とします。	

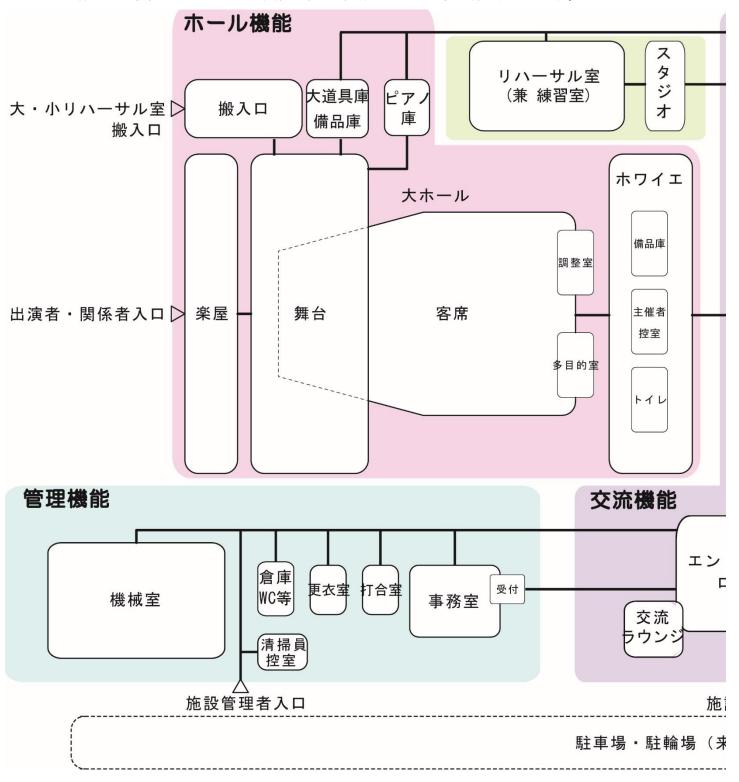
(6) その他機能

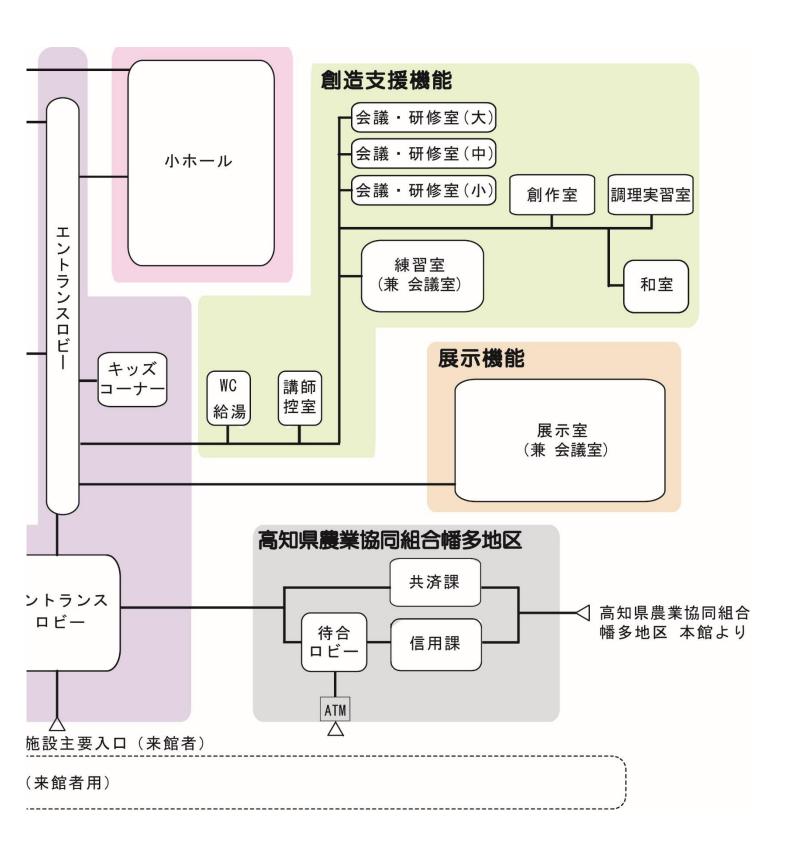
高知県農業協同組合幡多地区の一部機能(主に窓口機能)を、文化複合施設の建物内1階に計画します。配置にあたっては、国道 439 号線からの視認性や、本館との行き来に支障がないよう、配慮します。

4 配置 (動線) 等の考え方

前記(1)~(5)の各機能は、単独ではもちろん、連携・連動して運用されることが期待されます。 施設を十分に活用できるように運営していくため、立場の異なる利用者(観客・来館者/利用者・公演 主催者)それぞれにとって適切な動線が計画されていることはもちろん、職員・スタッフが管理運営し やすい配置、動線計画としていきます。

具体的には、次ページの図に示す機能諸室の関係性をふまえ、動線を計画します。





5 その他 施設整備の留意点

基本理念をふまえ、事業の考え方を実現していく上で必要となる機能諸室を適切に配置するとともに、市民誰もが安心して快適に利用できる施設となるよう、施設計画にあたっては、以下の点に留意します。

(1) まちづくりの視点

①まちの賑わいをつなぐ起点となることが期待される施設であること

市の南の玄関口である中村駅に続く駅前通りに、文化芸術を中心とした生涯学習の中核拠点を整備することにより、中心市街地を南北に縦断する都市軸を中継する起点となり、賑わいを生み、それを周辺へと波及させる施設となることが期待されます。

②周辺施設とともに新たな景観を創造する施設であること

建て替えが予定されている「高知県農業協同組合幡多地区本館」の配置も含め、周辺との関係とあわせて、新たな「まちの顔」を生み出す施設となることが期待されます。

(2) 建物コンセプト

①象徴となる空間形状

これからの長きにわたる四万十市、ひいては幡多地区の文化芸術を支え文化的アイデンティティを 蓄積していく施設として、また、地域の交流拠点として、四万十市の象徴ともなるデザイン的に優れた 空間形状であることが期待されます。

②四万十市らしい素材を用いた空間

四万十市らしさを感じられる施設となるよう、市産材の利用に努めます。

(3)防災の視点

防災対策への市民の関心が高まる中、公共施設には十分な防災対策と運用が求められているので、 市の災害対策に必要な機能の確保に配慮します。例えば、支援物資の集積・仕分・配送所、災害ボラン ティアの活動拠点などが想定されます。

(4)ユニバーサルデザイン(*)

施設全体においてユニバーサルデザインを取り入れ、客席やトイレ、通路などへのスロープや手すりの設置、認識しやすいサイン計画など、子どもや高齢者、障がい者等に配慮したデザインが実現された施設とします。

(5)環境負荷への配慮

施設全体の省エネルギー化を図り、環境負荷の軽減に努めます。

* ユニバーサルデザイン:年齢や性別、能力、身体の状況などの違いに関係なく、誰もが同じように使うことができるデザインのこと。

(6)ライフサイクルマネジメント(*1)

長期にわたり利用する施設として、機能の維持を意識します。整備時から改修や更新を見込むとと もに、建設費と維持管理経費のバランスを適切にとらえ、ライフサイクルコスト(*2)の低減に努めま す。

(7)駐車場·駐輪場

駐車場は、計画敷地内では主に国道 439 号線に沿って計画し、施設利用者用として 70~80 台程度を確保し、その他エリアに関係者用駐車場として、10~15 台程度を確保する予定です。

「こうちあったかパーキング」や、高齢者や障がい者の送迎場所に配慮した利用者用の駐車場は、計画敷地内に設置します。また、公演等のイベント時には近隣の駐車場も利用し、出来る限り多くの台数を確保できるように努めます。

駐輪場についても適宜計画します。

(8)その他

来館者の利便性向上のため、公衆無線 LAN の設置を検討します。

^{*1} ライフサイクルマネジメント: (LCM)建築物等の企画、設計、運営、解体までの各段階において、その建築物等の生涯に着目して計画、管理を行う考え方。効用の最大化、ライフサイクルコスト(*2)の最適化、資源やエネルギー消費・環境負荷の最小化、障害や災害のリスクの最小化を目標とする。

^{*2} ライフサイクルコスト: (LCC)建築物等の企画段階、建設段階、運用管理段階および解体再利用段階の各段階のコストを総計した生涯費用のこと。(保全費、修繕・改善費、運用費、一般管理費、その他)

第5章 管理運営の考え方

1 管理運営の基本方針

新文化複合施設は、その成り立ちにおいては、文化芸術中核拠点、社会教育施設、勤労者福祉施設の 3つの機能の統合であり、その管理運営を行っていくにあたっては、文化芸術、生涯学習、人権など多 面的な配慮が求められます。

しかしながら、第3章で整理した事業を実施し、また第4章で整理した施設機能を十分に活かした 運用を行いながら、賑わいを創出する中心市街地のまちづくりを牽引する施設となっていくためには、 施設の機能毎に管理運営者を分けることなく、施設の魅力を十分に引き出せる一体的な運営を行って いくものとします。

市民の誰もが気軽に立寄り利用できる施設であり、かつ、市民が優れた文化芸術作品に触れるための施設でもあることからプロフェッショナルによる利用も想定されることをふまえ、管理運営の基本方針を以下のように整理します。

(1) 専門性の確保

新文化複合施設は、ホール機能を持つことから、舞台設備等の特殊な設備が多く備わった施設であり、市民に対し、施設が本来持つ機能を十分に活かした安定的で継続的な施設運営を行っていくためには、施設や設備を適切に運用、維持管理できる十分な技能と経験を備えた人材の配置が不可欠です。運営面においても、自主事業実施と施設の貸し出しのバランスや、運営資金の外部からの調達など、経営的な視点が望まれます。それらをふまえ、必要な専門性を持つ人材を配置するよう努めます。

(2) 創造性を発揮できる柔軟で利便性の高い管理運営

市民や興行主体等、施設の利用者にとって使いやすいサービスを提供し、利用しやすい施設として 稼動率の向上を図っていきます。ホール施設においては、長い期間の中で、利用者の活動内容や、実施 する自主事業の内容など、社会情勢の変化により求められる環境が変化することが予想されます。その 都度、使いやすい施設として運営のあり方を見直せるよう、柔軟性のある管理運営が望まれます。

(3) 開かれた管理運営と評価の仕組みづくり

施設運営や実施した事業の成果を検証し、次世代につながる運用が適切になされているか、適正な評価を行う必要があります。また、その評価結果を市民に開示していくなど、公の施設として透明性の高い開かれた管理運営を継続していくため、評価の仕組みづくりについても検討していきます。

(4) 市民が主体的に運営に関わる仕組みづくり

市民が新文化複合施設に親しみを持ち、積極的にその事業実施や運営に関われるよう、市民それぞれの関心や意欲に応じて、企画・運営支援・PR 支援など、主体的に参加できる身近な市民参画の機会を充実します。

2 組織体制の基本方針

(1) 運営母体

現行の地方自治法では「公の施設」の管理運営は、設置者である自治体が直接運営を行う「直営」か、 指定管理者に委任する「指定管理者制度」のいずれかとなります。

新文化複合施設の基本理念・使命に基づき、事業を展開し、求められる管理運営や適切な維持管理を 行っていくために、運営組織に求められる人材を確保できる運営主体を選定する必要があります。

【運営母体の整理】

パターン		/		
直/指	選定方法	運営母体	概要	考慮すべき点
直宮			四万十市による直営。 舞台芸術の制作業務や舞台技術業務に ついては、専門性が求められることか ら、外部専門人材の雇用や業務委託が想 定される。	まちづくりの中核拠点として基本方針を反映した運営、事業展開が期待できる。ただし、柔軟な運営が困難であることや、専門性を有する職員の位置づけなどの課題もある。新しく整備される施設では、特に維持管理費に関する経費について(想定は行うものの)正確な算出が難しいことなどから、開館当初の一定期間は(指定管理者制度を導入するための業務基準を設計するための期間)は直営とする事例もある。
指	非公募	新規団体設立	市の意向を反映させやすい新たな団体を設立し、非公募により指定管理者に指定する。 (NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人、株式会社など)	新しい団体を指定管理者に選定することの客観的な説明責任を果たしていく必要がある。団体設立から指定管理者の指定までの期間、具体的な業務がない(収入もない)ことも懸念される。
指定管理者(※)	公募	民間事業者選定	公募により指定管理者を選定する。 選定方法としては最も透明性が高い選 定方法である。	民間事業者のノウハウを活用し多様化する市民ニーズへの対応、サービス向上と経費縮減が期待できるが、一方で有期限により、基本方針を反映した継続性のある管理運営が担保されない課題もある。経費削減のメリットの一方で、過度な節減により、提供するサービスの劣化、施設の安全性に大きな影響が出る可能性もある。

※「四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」「四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」(平成 17 年 9 月 30 日)と、その運用に関する指針「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」(四万十市、平成 30 年 4 月 1 日より施行)に基づいて、必要な検討や手続きを進める必要があります。

(2) 運営組織

新文化複合施設の運営を支える人材には、ホールなど特殊な設備を備えた施設を運営できる専門性と、まちづくりや市民との協働といったコーディネーターという、2つの重要な役割が求められます。

組織は、柔軟性と機動力を持った体制とし、市外からの招聘も含めて、必要な技能と経験を持った専門人材の配置が望まれます。

全国の事例等から、以下のような職能が必要と考えられます。行う事業の規模や、兼任の可能性等も 含め、必要な人数等の想定は次年度以降、整理を行っていきます。

【新文化複合施設において必要な職能(例)】

職能		担う役割
統括		経営統括責任者(館長)
4/12	庶 務	庶務担当業務
総務系	経 理	経理担当業務
术	施設管理	施設の維持管理に関する業務
	営 業	チケットセールス及び貸館利用の促進を図る業務
	票券	チケットの配券、予約、発券、代金管理に関する業務
	広 報	施設及び事業の広報、定期刊行物等出版に関する業務
重	情 報	情報関連事業の企画・推進に関する業務
事業系	企画制作	自主事業の企画制作から実施に至る業務
术	普及育成	友の会運営、ボランティア組織などの運営業務
	施設提供	貸館の受付調整業務、ホール以外の室の管理業務
	受付・チケット販売	チケット販売、施設貸出し等の窓口業務
	レセプショニスト	ホールで事業を行う際のチケットもぎりや案内業務
	舞台	舞台機構設備の管理運営、大道具備品の管理運営、技術に関する育成事業、 自主事業の舞台運営責任者
技術	照明	舞台照明設備の管理運営、舞台照明備品の管理運営、技術に関する育成事 業、自主事業の舞台照明責任者
系	音響	舞台音響設備の管理運営、舞台音響備品の管理運営、技術に関する育成事 業、自主事業の舞台音響責任者
技術調整		ホール以外の室の舞台技術的な課題解決を図る業務

また、上記人材の他に、施設運営上、警備・清掃・施設メンテナンス等の業務も必要となります。

3 収支計画の考え方

(1) 収入

新文化複合施設の運営収入としては、事業収入、使用料収入、その他の収入が考えられます。

【新文化複合施設の運営収入の考え方】

事業収入	事業実施における入場料や参加費、外部からの助成金など
貸館(使用料)収入	施設利用の対価として得られる施設使用料、付帯設備使用料
その他の収入	チケット販売受託による収入、自動販売機による収入など

(2) 支出

新文化複合施設の運営にかかる経費(支出)としては、事業費、人件費、維持管理費の三つに大きく 分けられます。

【新文化複合施設の運営支出の考え方】

	自主文化事業を行うために	必要な費用であり、事業内容によって大きく異なり
事業費	ます。基本理念を実現する	ための事業計画をたて、経費を見込む必要がありま
	す。	
	施設を運営するために、人	材配置が必要です。
		を提供していく貸館事業において、舞台技術・事業
人件費		経験を有する人材を置くためには、職務に見合った
	給与体系を設定することが	
	光熱水費	電気、ガス、水道料など
	清掃費	施設の清掃にかかる経費
	警備費	施設の警備にかかる経費
	設備メンテナンス費	施設が有する建築設備(空調設備、衛生設備など)
		の維持管理に必要なメンテナンス費用
 維持管理費	舞台関係保守点検費	舞台設備などホール施設特有の設備にかかる保守
雅村官理賞 		点検の費用
	施設運営費	通信費 (郵券等)、旅費、事務機器使用料、事務備
		品・消耗品費、備品修理費、利用案内等の印刷費な
		ど施設の運営に関する経費
	その他運営に関する委託費	設備運転や操作等を委託する場合の経費など
	その他	上記に含まれない経費、修繕費など

次年度以降、事業計画、必要人材の配置等を踏まえて、事業費、人件費の試算を行います。

維持管理費については、設計業務が進む中で詳しい試算を行っていくことが可能になりますが、設計の段階からできる限り費用を抑えることができるように創意工夫に努めます。

なお、施設においては、開館後 10 年を経過する頃から、舞台設備の補修や改修が多数発生してきます。高度な舞台設備を有する施設を安全に提供するためには、危険が生じる前に対策を講じる予防保全が必須です。また、経年による機能劣化や性能劣化に対応するための設備の更新や修繕も必要になります。それらは、通常の維持管理費の範囲内では想定されていない費用が発生することになります。

設備の適切な運用により経年劣化を最小限に留めるともに、経年にともなう施設や設備の改修の計画・方針を策定し、適正な維持管理費を見込み、その財源を確保していくことが望まれます。

(3) 収支の考え方

新文化複合施設の運営にかかる経費(支出)の想定は、予想される運営収入よりも大きなものとなります。支出を運営収入によって賄うためには、施設の稼動率を上げるだけでなく、事業収入(チケット料、参加料等による)や施設の使用料を高額に設定する必要があります。しかし、基本理念に則り、幡多地区の文化芸術の拠点となり、人が集い、賑わいを生むという施設の性格を考慮すると、近隣施設と比較して飛び抜けて高額な利用料金や、チケット料を設定することはできません。

そのため、四万十市は、新文化複合施設が四万十市の文化振興施策・社会教育施策を具現化し、文化芸術・生涯学習等による地域の活性化やまちづくり、ひとづくりを担う施設として、その活動を安定的に継続できるように、文化投資として一定の経費を支出します。

四万十市が経費を支出するにあたっては、施設の基本理念を実現するために必要な経費を過不足な く予算化することに努めるとともに、経営的な視点に立ち、外部資金の調達に努めます。

【外部資金として想定される事業・助成金の例】

文化庁 劇場・音楽堂等活性化事業

一般財団法人 地域創造 公共ホール等活性化支援事業

独立行政法人 国際交流基金 公募プログラム (文化芸術交流)

企業メセナ 企業が行う社会貢献活動

第6章 整備手法

ホール施設の整備については、以下のような様々な整備手法が用いられています。

【整備手法の分類と整理】

手 法		概要		
従来方式		地方自治体が事業主となり、「設計」「建設」「維持管理」「運営」の各段階において、個別に発注が行われる手法。		
PFI 方 式	BTO (Build Transfer Operate)	民間事業者が自らの資金で施設の「設計」「建設」を行った後、地方自治施設の所有権を譲渡し民間事業者が事業期間を通して施設の維持管理及営業務を行う方式。 【事業例】いわき芸術文化交流館 Alios		
	BOT (Build OperateTransfer)	民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し、管理運営を行い、事業終了後 所有権を地方自治体へ移転する方式。 【事業例】杉並公会堂		
DBO 方式 (Design Build Operate)		地方自治体が「資金調達」を負担し「設計」「建設」「維持管理・運営」を事業期間通して民間事業者に委託する方式。民間の提供サービスに応じ地方自治体が料金を支払う。 【事業例】下関市生涯学習プラザ(DREAM SHIP)		
設計·施工一括発注方式 (DB:Design Build)		地方自治体より基本的な条件設定がなされた後に同一契約で設計者と施工者が「設計」「施工」を分担して責任を取る方式。 【事業例】ロームシアター京都		
市街地再開発事業		都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う。 【事業例】刈谷市総合文化センターアイリス、神奈川芸術劇場 KAAT など		
優良建築物等整備 事業		市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、国の制度 要綱に基づく法定手続きに依らない事業。		
ECI 方式 (Early Contract Involvement)		設計段階から施工者が関与する方式。施工者は工事契約とは別途契約する「設計業務への技術協力」を行い、その業務期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする。設計段階から施工者が関わり、入札前に技術上の問題を解決して資材や技術者を用意できるので入札不調を未然に防ぎ、工事期間を短縮する効果が期待できる。 【事業例】釜石市民ホール		
リース方式		民間事業者が「資金調達」から「設計」、「建設」を行い、行政と民間事業者の間で賃貸借契約を結び、契約期間満了後は無償譲渡する手法。 【事業例】札幌市民ホール		
その他 民間活力活用の 提案募集		上記の再開発との合同、あるいは、特定街区制度や、総合設計制度による容積 率緩和等(による定期借地権等を利用した用地貸与等を含めて)民間から提案 を受け、実施する。 【事業例】渋谷公会堂(現在進行中)、豊島公会堂(現在進行中)など		

整備手法によって手続きや必要となる期間が異なります。

今回の整備においては、スケジュールの比較検討の結果、従来方式で進めることとします。

第7章 概算事業費

1 概算建設費

近年整備された公立文化施設の事例からは、1 ㎡当たりの建設費単価は 70~85 万円程度となっています。特に直近では、東日本大震災被災地の復興に伴う資材費の高騰や、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定によるインフラ・施設の整備需要の増加、これらに伴う労務費単価の上昇などの影響があり、全国の類似施設の建設事業においても事業費の大幅な増額を行う事例が増えています。加えて、これらの事業における施工業者決定の入札が不調に終わる事例が非常に増えるなど、建設コストの高騰が顕著となっています。ただし 3 年後となる新文化複合施設の着工予定時期には、オリンピック・パラリンピック等も終わり、建設事業費についても落ち着く見込みと想定されます。

それらの要因を見込んだ上で、新文化複合施設の建設費単価を1 ㎡当たり75万円と想定します。 延床面積は合計6,750㎡程度(高知県農業協同組合幡多地区部分350㎡を含む、当該部分は市が整備して賃貸借)を計画しているため、50億円程度の建設費が想定されます。

75 万円/㎡ × 6,750 ㎡ = 約 50 億円

防災面や安全性に配慮し、新文化複合施設の基本理念を実現する性能を確保しながら、できる限り 費用を抑えることができるように創意工夫に努めます。

2 その他整備にかかる経費

その他整備にかかる経費として想定されるのは以下のとおりです。

【施設整備にかかる経費】

- 地盤調査
- ・外構整備費(造成・外構、植栽、駐車場等)
- ・現施設(文化センター、中央公民館及び働く婦人の家)の解体にかかる経費
- ・備品購入費

【用地取得にかかる経費】

・用地取得費(用地測定費、不動産鑑定費、物件移転補償算定費、物件移転補償費を含む)

【施設設計にかかる経費】

- ・設計者選定にかかる経費(選定委員会の開催などにかかる経費)
- ・設計費、設計監理費(設計者に支払われる経費)

【計画や開館準備にかかる経費】

- ・管理運営計画等策定にかかる経費
- ・開館準備にかかる経費(パンフレットをはじめ各種資料の作成、事業準備にかかる経費等)

第8章 整備スケジュール

1 整備スケジュールの整理

今後は、基本計画に基づき、基本設計、実施設計、建設工事、平行して活動内容や運営組織などに関する計画、備品等についての検討を行い、開館に向けて準備を進めます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
施設整備		設計者 基本 選定 設計	実施 設計 央公民館 解人の家	施工者選定	工事	で
運営計画開館準備	基本計画	管理運営 基本計画	管理運営 実施計画		開館準備	

2 開館までの業務

(1) 管理運営計画について

基本計画を踏まえたうえで、設計内容を鑑みながら、実施する具体的な活動内容や管理運営の方法、 組織等について検討する必要があります。基本的な指針を整理する「管理運営基本計画」と、それをより具体化し詳細を整理する「管理運営実施計画」の2段階で検討する必要があります。

(2) 備品計画について

ホール施設において想定される備品は以下のとおりです。

家具備品、什器備品	一般的な家具備品、什器備品			
楽器備品	ピアノなどの楽器			
大道具備品	ひな段を形成する平台や脚、屏風や演台、各種幕地などの備品			
舞台照明備品、舞台音響備品	工事で整備される舞台設備と一体的に利用される移動型器具類			

一般的な備品の他に、舞台で利用される専門性を持つ備品が必要となることをふまえ、計画、発注にあたっては、必要な備品の仕様や数量を選定するとともに、設計の進捗にあわせて、収納場所の検討や発注単位の考え方の整理、仕様書の作成を検討する必要があります。また、工事の進捗や開館準備体制や開館準備スケジュールを踏まえた納入時期の設定等を着実に行っていくことも求められます。それらを備品計画において整理します。

なお、公共性の高い施設では、アート計画において、室内・屋外を含めて施設の景観及び環境整備の アイテムとして、彫刻や絵画、場合によってはサインや家具、ストリートファーニチャー等を適宜配 置、展示できるよう事前に検討を行う例があります。

(3) 開館準備について

施設建設のハード面、活動や運営にかかるソフト面の双方について業務を進めていく必要があります。

ハード面では、基本計画で示した方向性を体現できる施設として、設計、施工の進捗にあわせて、その内容が適切であるか確認をしていく必要があります。また、ホール施設に特有の舞台設備計画の確認や、備品の選定・仕様決定などの業務が発生してきます。

ソフト面では、管理運営計画に基づきながら、実際の事業の検討や、施設を提供していくための運営 細則の検討が必要となります。事業の実施についても、開館記念公演等を実施する場合は、通常は開館 の 2 年前から企画を開始します。開館年度や開館次年度に実施する業務についても、開館前に検討を 行うことが想定されます。また、開館前から利用受付を開始するのが一般的であるため、受付開始時期 を定め、それまでに施設の運営方針や受付方法を定めていく必要があります。

3 その他

(1) 市民への整備状況の周知・説明など

市民に対して広く周知を行っていくことが望まれます。設計、施工等の各タイミングにおいて、その 進捗状況を周知・説明していく場の設定に努めます。

(2) 施設の名称及び愛称

施設の名称及び愛称について、公募等を含め検討します。

四万十市文化複合施設(仮称)基本計画 平成31年3月

【発行・編集】: 四万十市 企画広報課 文化複合施設整備推進室 〒787-0012 高知県四万十市右山五月町8番22号 四万十市立中央公民館内

> TEL (0880) 34-1501 / FAX (0880) 34-1502 市公式ホームページ http://www.city.shimanto.lg.jp/